

「管理路ウォーク連携事業」 募集要綱

本州四国連絡高速道路（以下「本四道路」という。）の利用促進や兵庫・徳島の観光振興等を目的に、神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念イベントとして実施する、管理用通路を歩いて渡る「神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念明石海峡大橋海上ウォーク・大鳴門橋うずしおウォーク」（以下「管理路ウォーク」という。）について、参加事業者を次のとおり募集する。

1. 事業の趣旨及び目的

本四道路活用イベント実行委員会*が主催する「管理路ウォーク」に参加事業者が付加する周遊旅行や宿泊プラン等を連携させることで、兵庫県、徳島県における観光振興及び交流人口の拡大を図り、本四道路の更なる利用促進に繋げることを目的とする。

2. 業務内容

「管理路ウォーク」を主要素とし、サービスエリアや観光施設等を活用することで、本四道路の利用促進や地域の魅力発信につながる行程（連携事業）を計画し、実施すること。

詳細は別紙仕様書のとおりとする。

- ・「管理路ウォーク」を旅行の主要素とすること。
- ・兵庫・徳島の食や文化等の魅力を発見できる内容を盛り込むこと。
- ・本四道路の利用促進にも繋がるものとする。
- ・今後の事業継続に繋がるものとする。

3. 業務実施期間

選定通知日から平成30年12月25日まで

4. 事業内容

（1）明石海峡大橋海上ウォーク

①管理路ウォークのみ（従来型）

※舞子集合とし、管理路ウォーク後、淡路夢舞台、岩屋港までの参加者の移動手段（シャトルバス等）を確保すること。

②管理路ウォーク＋周遊旅行

※集合場所及び解散場所は指定しない。

（2）大鳴門橋うずしおウォーク

①管理路ウォーク＋周遊旅行

※集合場所及び解散場所は指定しない。

5. 中止時の代替案等

（1）明石海峡大橋海上ウォーク

①管理路ウォークのみ（従来型）

天候等によりウォークが中止となった場合は、参加費については参加者に返金するものとする。

②管理路ウォーク＋周遊旅行

天候等によりウォークが中止となった場合は、ウォークに代わる代替案を用意する等、当初の内容と同等程度のものとし、参加者の不利益とならないよう配慮すること。

(2) 大鳴門橋うずしおウォーク

天候等によりウォークが中止となった場合は、ウォークに代わる代替案を用意する等、当初の内容と同等程度のものとし、参加者の不利益とならないよう配慮すること。

6. 企画提案書の作成について

(1) 企画提案の内容

次の事項に係る企画提案書を提出する。

①管理路ウォークを行程に組み込んだ事業の実施計画

- ・当事業の事業目的を踏まえた企画、行程
- ・事業実施に係る広報、参加者募集活動

※「管理路ウォーク」の実施内容については別紙仕様書を参考にすること

②事業実施体制（組織体制図）及び役割分担

③運営上の安全管理、行程管理

④事業実施に当たってのその他自由提案

(2) 企画提案書の提出者の資格

応募手続に参加し企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 旅行業法第4条第1項第4号、国土交通省令で定める業務の範囲の別における第1種旅行業務または第2種旅行業務の資格を有する者であること。

ウ 会社更生法（昭和27年法律第172条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 兵庫県内又は徳島県内において公共インフラを利用した体験型観光旅行を企画運営した実績を有すること。

(3) 企画提案書の様式

募集要項に定める「管理路ウォーク連携事業」企画提案書(別紙)

(4) 企画提案書の提出期間、提出先、提出方法

○提出期間 平成30年6月1日(金)から平成30年6月11日(月)までの土・日・祝日を除く午前10時から午後5時まで

○提出書類 ①企画提案書

②事業者概要に関する資料

※事業報告書又は団体の活動内容がわかる書類

※定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

※直近の決算書

※旅行業登録票の写し

※兵庫県内又は徳島県内において体験型観光旅行を企画運営した実績を有することを証する書類（募集チラシ等 実績が複数ある場合は代表的な旅行のもので良い）

○提出先 本州四国連絡高速道路(株) 神戸管理センター
〒651-0088 兵庫県神戸市垂水区名谷町 549 番地
TEL 078-709-0084 FAX 078-709-4000
E-mail keiyaku-kobe@jb-honshi.co.jp

○提出部数 6 部

○提出方法 企画提案書を持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。
なお、郵送による場合は、提出期間の最終日必着とする。

（５）手続き等

①仕様書等の交付方法について

神戸淡路鳴門自動車道全通 20 周年記念実行委員会ホームページで配付する。

②質問の受付について

受付期間 平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 6 日（水）17 時まで

提出先 企画提案書の提出先に同じ

提出方法 ファクシミリまたは電子メールによる。

※回答は質問を受理した日から 5 日間以内に電子メール又はファクシミリで行う。

7. 参加事業者の選定について

（１）審査の方法

企画提案書により本四道路活用イベント実行委員会において審査を実施する。

なお、必要に応じ提出者に説明を依頼することがある。

（２）審査の基準

提出された企画提案書について、次の観点から審査する。

①趣旨の理解・業務実績

○実施方針：業務の目的・条件・内容に沿った企画となっているか。

○業務実績：関連業務に係る業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。

②事業計画

○参加者の安全確保：参加者への注意事項の徹底やウォーク中の参加者の安全確保など、参加者の安全確保ができる提案となっているか。

○本四利用促進：明石海峡大橋及び大鳴門橋の魅力を最大限に PR できる提案となっているか。神戸淡路鳴門自動車道や SA・PA の利用促進につながる提案となっているか。

○兵庫・徳島 PR：兵庫・徳島両県の食や文化などの魅力を発見できる提案となっているか。

○連携効果：今後の事業継続に有効な提案となっているか。

③実現可能性

○実現性：事業実施体制や事業計画（スケジュール）など実現性の高い計画となっているか。

○経営の健全性：事業遂行のための経営基盤を有しているか。

（３）審査結果の通知

審査結果は６月下旬までにすべての提出者に対し、文書により通知する。

８．事業計画書の策定

本四道路活用イベント実行委員会と参加事業者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき事業計画書を策定する。

９．企画提案書の取り扱い

（１）著作権

管理路ウォークの企画、実施等に関する著作権は、本四道路活用イベント実行委員会に帰属する。

（２）特許権等

企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うこととする。

（３）記載内容の変更の禁止等

提出された企画提案書は、これを書き換え、差し替え、または撤回することはできない。また、提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

１０．費用負担

企画提案書の作成、提出及び審査の際の費用は、すべて提出者の負担とする。

※ 「本四道路活用イベント実行委員会」は、明石海峡大橋及び大鳴門橋の管理路等を活用した体験イベントを実施し、本四道路の利用促進や地域間交流を推進するとともに、全国から訪れる参加者に兵庫県及び徳島県の魅力を発信することを目的として、以下の機関で構成する。

兵庫県、徳島県、神戸市、明石市、洲本市、南あわじ市、淡路市、鳴門市、
（公財）兵庫県園芸・公園協会、（公財）兵庫県まちづくり技術センター、
（一財）淡路島くにうみ協会、本州四国連絡高速道路㈱

(別紙)

「管理路ウォーク連携事業」企画提案書

提出年月日

法人もしくは団体名

印

所在地

連絡担当者名

連絡先

企画提案について

①管理路ウォークを行程に組み込んだ事業の実施計画

- ・ 当事業の事業目的を踏まえた企画・行程
- ・ 事業実施に係る広報、参加者募集活動

②事業実施体制（組織体制図）及び役割分担

③運営上の安全管理、行程管理

④事業実施に当たってのその他自由提案